2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(a)　当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
(b)　当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものでないこと。
(c)　当該報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。
3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条　役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条　芸能人及び運動家

1　第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
2　芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条　退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条　政府職員

1　(a)　一方の締約国、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又は一方の締約国の法令上の組織に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又は当該一方の締約国の法令上の組織によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(b)　もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(i)　当該他方の締約国の国民
(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの
2　(a)　1の規定にかかわらず、一方の締約国、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又は一方の締約国の法令上の組織に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体若しくは当該一方の締約国の法令上の組織によって支払われ、又は当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体若しくは当該一方の締約国の法令上の組織が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(b)　もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
3　一方の締約国、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又は一方の締約国の法令上の組織の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条　匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条　その他の所得

1　一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
2　1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
3　1に規定する居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、1に規定する所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十二条　特典を受ける権利

1　一方の締約国の居住者は、2に規定する適格者に該当する場合には、第十条3、第十一条1又は第十二条1の規定により認められる特典を受ける権利を有する。
2　一方の締約国の居住者は、次の(a)から(f)までの規定のいずれかに該当する場合には、適格者とする。
(a)　個人
(b)　当該一方の締約国の政府、地方政府若しくは地方公共団体又は中央銀行
(c)　法人（その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）
(d)　年金基金（特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）
(e)　当該一方の締約国の法令に基づいて設立された者であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）
(f)　個人以外の者（(a)から(e)までの規定のいずれかにより適格者とされるいずれかの締約国の居住者が、議決権その他の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）
3　一方の締約国の居住者は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。
(a)　年金基金については、特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が同等受益者である個人であること。